

埼玉県LPガス料金負担軽減事業補助金 Q&A

－ LPガスを使用する埼玉県民向け －

(令和6年1月16日作成)

1 事業しくみについて

Q1-1 LPガスを使用する一般家庭だが、補助を受けるために手続きが必要か。

A1-1 手続きは不要です。LPガスの販売事業者による各顧客への値引きを通じてLPガスを使用する世帯等に支援を行うものです。

Q1-2 補助額はいくらか。

A1-2 上限2,300円です。なお、「上限」とはQ3-4のとおり、LPガスの使用量が些少である場合は満額値引きされないことがある、という趣旨です。

Q1-3 前回の補助は2,500円だった。今回、何故200円減額されたのか。

A1-3 補助額は価格が高騰する前のLPガスの価格と直近のLPガスの価格との差額から算定します。今回の補助に当たり、直近のLPガス価格を調査したところ、やや低落していたことから2,300円となりました。ご理解くださいますようお願いいたします。

2 値引きの対象について

Q2-1 LPガスを使用する一般家庭だが、値引きの対象とならないことはあるか。

A2-1 基本的にはありません。ただし、工業用途の利用者、一部の公共施設等、利用形態により対象外となるものがあります。

3 値引きの時期、方法について

Q3-1 いつ値引きされるのか。

A3-1 契約しているLPガス販売事業者によりますが、3月～5月のいずれかの月の請求書（検針票）で値引きされる見通しです。

Q 3 - 2 2,300 円の値引きとはどのように行われるのか。

A 3 - 2 以下のとおり、消費税の課税前の金額から値引きをします。

※ 金額はあくまでも例です。

【値引き前】		【値引き後】	
消費税	350円	非課税	(230円)
ガス料金 (税別)	3,500円	補助金	2,300円 ※ 県から販売事業者へ補助
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)		消費税	120円
		ガス料金 (税別)	1,200円
			販売事業者からの請求額 1,320円(税込み)

課税前のガス料金 3,500円 から
上限 2,300円 を値引き

Q 3 - 3 LPガス販売事業者からの検針票（請求書）には2,530 円の値引きを行う、との記載がある。2,300 円の間違いではないか。

A 3 - 3 値引き額の2,300 円は消費税課税前の料金から差し引くもので、税込み額として2,530 円と表示される場合があります。いずれにしても値引き後の請求額に変わりはありませんのでご了承ください。

Q 3 - 4 使用量が少なく請求金額が税抜2,300 円未満の場合はどのような扱いとなるのか。

A 3 - 4 当該請求金額分のみ値引きされます。例えば、以下のとおり請求額が税抜き2,200 円の場合、2,200 円値引きされ、請求額が0 円となります。なお、2,300 円との差額(100 円)は翌月に持ち越しません。

※ 金額はあくまでも例です。

【値引き前】		【値引き後】	
消費税	220円	非課税	(220円)
ガス料金 (税別)	2,200円	補助金	2,200円 ※ 県から販売事業者へ補助
基本料金 (税別) + 従量料金 (税別)			※ 販売事業者からの請求額 0円 ・2,300円との差額(100円)は 翌月に持ち越しません。

課税前のガス料金 2,200円 から
上限 2,300円 を値引き

4 値引きの有無の確認方法について

Q 4 - 1 LPガスを使用する一般家庭だが、どうすれば値引きの有無が確認できるのか。

A 4 - 1 値引きを行った月の請求書又は検針票に、次のように表示されます。

「県の補助により、上限2,300 円で値引きを行いました。」

値引きが行われるのは3月から5月のいずれかの月です。これらの月の請求書にこのような記載があるかご確認ください。

5 その他

Q 5 - 1 「補助事業の調査として、ガスの使用量や料金、契約会社を教えてください」などの電話があったが、本事業に関係があるのか。

A 5 - 1 本事業の実施に当たり、各販売事業者や業界団体などが個人情報を求めることはありません。不審な電話などがあった際は、警察に相談してください。

Q 5 - 2 LPガスを使用する一般家庭だが、一向に値引きが行われない。どうすればよいか。

A 5 - 2 今回の補助事業はLPガス販売事業者の交付申請に基づいて県民の皆様へ値引きによる支援をするしくみとなっており、3月～5月のいずれかの請求書（検針票）で値引きされるはずですが、4月の請求までに値引きが行われず、値引きを実施する旨のお知らせがないようであれば契約先のLPガス販売事業者へお問合せすることをお勧めします。それでも値引きをしてもらえないようであれば埼玉県あてご連絡ください（電話番号：048-830-8439）。